

平成 25 年 12 月 11 日  
建築・都市整備・道路委員会資料  
都市整備局

## 市第 78 号議案 横浜市土地利用審査会条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「第 3 次一括法」という。）が平成 25 年 6 月 7 日に制定され、「国土利用計画法」（以下「国土法」という。）が一部改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）されたことに伴い、「横浜市土地利用審査会条例」（以下「条例」という。）を一部改正します。

### 2 土地利用審査会の概要

国土法第 39 条第 1 項の規定に基づき設置されており、国土法に基づく土地売買の届出に対して市長が勧告する際や、市長が監視区域等を指定・解除しようとする際などに意見を述べることなどを行っています。なお、同条第 10 項に基づき、土地利用審査会の組織及び運営に関し必要な事項は条例で定めています。

### 3 改正の概要

#### (1) 第 3 次一括法の制定に伴う国土法の改正内容

変更前：「土地利用審査会は、委員 7 人 で組織する。」

変更後：「土地利用審査会は、委員 5 人以上 で組織する。」

#### (2) 条例の改正内容

現行の国土法では、委員定数が「7 人」と規定されているため、条例では委員定数に関する定めがありません。

このたびの国土法の改正により、委員定数の下限が定められることとなるため、現行の国土法の運用を踏まえ、条例に委員定数を「7 人以内」とする旨の上限規定を追加します。

#### (3) 施行日

平成 26 年 4 月 1 日